平成23年度事業計画

(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

<基本方針>

平成23年中の公益社団法人移行を視野に入れ、公益社団法人として実質的初年度に 当たる平成23年度は、新しい定款と諸規程に基づき公益目的事業の遂行及び県民への 啓蒙に努める所存である。また昨今の厳しい経済状況の中、本会としても無駄な支出を 抑え、効率的な法人運営を行い、持続可能な確固たる経営基盤の構築を図る。

以上の基本方針に基づき、定款(第4条)の公益目的事業に沿った事業展開を進める 事とする。以下、事業毎に主な点を掲げる。

<受領委任払制度に関する事業>

本事業は「受領委任払制度の適正化」を目的とした事業である。その為、各審査委員会への審査委員派遣、県内柔道整復師に対する講習会の開催、制度の変更点の周知などを、行政や関係機関と協力して行い、受領委任払制度が円滑に運用されるように努める。以下、主な事業について記載する。

- 1. 神奈川社会保険柔道整復療養費審査委員会への参加 (保険)
 - 全国健康保険協会神奈川支部の依頼により、学識経験者として1名、施術者代表 として6名を標記委員会へ本会より推薦・派遣し、健康保険の取扱業務の適正化 に協力する。
- 2. 神奈川県国民健康保険柔道整復施術療養費審査委員会への参加 (保険) 神奈川県国民健康保険団体連合会の依頼により学識経験者として1名、保険者代表として1名、施術者代表として3名を標記委員会へ本会より推薦・派遣し、適正な保険業務が図られるように協力する。
- 3. 神奈川労働局労災保険柔道整復師施術料審査委員会への参加 (保険) 神奈川労働局の依頼により、本会より4名を標記委員会へ推薦・派遣し、労災保 険制度が適正に行われるように協力する。
- 4. 生活保護法による医療扶助制度の支給の適正化 (保険) 生活保護法による医療扶助制度の支給について、各自治体と連携を取り、本会に て独自に調査、指導を行う事により標記制度の適正な運用を図る。
- 5. 損保連絡会議の開催 (保険)

損保連絡会議を企画・開催し、柔道整復師による自動車賠償責任保険の運用の適 正化を図る。また、標記会議において本会と損害保険協会及び損害保険料率算出機 構とで意見・情報交換を行い、損保会社、柔道整復師並びに患者である県民との間 に立ち、スムーズな制度運用を図る。

- 6. 指導委員会の開催(受領委任払制度に関する個別指導) (保険) 受領委任払制度を運用する中で生じる療養費支給申請書個々の問題に対し、個別 ニーズにきめ細かく対応できるように指導し、スムーズな制度の運用を図る。
- 7. 保険部会 (保険)

患者である県民、行政、関係機関並びに柔道整復師の間に立ち、講習会や研修会の企画・実施や個別に生じた保険業務に関わる問題の解決、行政や関係機関からの通達の周知など、様々な事務手続きを行うことにより、患者に受領を委任された柔道整復師が円滑に保険業務を行えるように図る為の作業を行う。

8. 保険に関する講習会の実施 (保険)

受領委任払制度の適正な運用のため、本会会員を対象とした保険に関する講習会を企画・実施を図る。実施方法としては受講する会員を以下の条件に分類し、受講する会員のニーズにあった内容で開催する。

(1) 全会員を対象として講習会を実施。

全会員を対象に受領委任払制度に関する講習会を企画・実施する事により、 保険制度の正しい知識、行政からの通達、制度の変更を周知し、適正な保険 制度の運用を図る。

(2)毎月新入会員を対象として、健保取り扱いに関する説明 毎月、その月に新規に開業した柔道整復師を対象に本会保険部で保険取扱

毎月、その月に新規に開業した条道整復師を対象に本芸保険部で保険収扱いについて説明会を行う。その際に療養費支給申請書の作製や提出等に関する基本的な注意事項の説明並びに必要書類の配布等行う。

(3) 新入会員の講習会の実施

開業後2年以内の会員を対象にした講習会の企画・実施を図る。本講習会は過去に本会会員が受領委任払制度や自賠責制度を運用する中で生じた諸問題を題材にして、それらの問題の発生原因や解決方法などを学ぶことにより、開業して間もない会員が受領委任払制度を円滑に行えるようにする。

9. 関係官庁、保険者等と指導者研修会の開催 (保険)

各種保険取扱(受領委任払い)に関する変更等の行政からの通達を的確に周知するために、また本会の事業活動で生じる様々な諸問題について有識者から意見を聞くために、行政及び関係機関と指導者研修会を開催し、保険業務の円滑化、諸問題の再発防止を図る。

10. 関係官庁による講習会の開催 (保険)

関東信越厚生局神奈川事務所及び神奈川県国民健康保険団体連合会より講師を招き、保険取扱いの変更点、保険請求の諸注意などを中心に講演をしてもらい、適正な保険業務が行われるように図る。また、新規に開業した柔道整復師に講習会への積極的な参加を促すことにより、正しい保険取扱いについて指導する。

11. 他都府県の保険取扱い等、全般について状況調査を実施(保険) 広く県外社団法人での状況等を調査し、意見交換等を通して、より適正な受領委

広く県外社団法人での状況等を調査し、意見交換等を通して、より適正な受領委 任払制度の運用を図る。

- 12. 支給申請書電算処理の円滑化を図ると共に、合理化の実施 (保険) より合理的且つスピーディーに保険業務が行われるように、支給申請書電算処理 の円滑化を図る。
- 13. 「療養費支給申請書作成の手引き」見直し作成 (保険)

本会で作成している「療養費支給申請書作成の手引き」(赤本)の内容について、 保険制度の変更、料金の改定などが実施された際に、その変更に併せて赤本の内容 を見直し、会員が円滑・適正な保険業務が行えるように図る。

14. その他受領委任払制度に関する事業に必要な事項 (保険)

<学術研究に関する事業>

本事業は柔道整復師の学術の振興・高揚並びに技能の研鑽をはかる事により、もって県民の健康向上を図る事を目的とした事業である。その為、県内に限らず、本会会員が全国で開催される学会、講習会等に積極的に参加し、柔道整復師としての知識・技能の向上を図り、より良い医療を県民に提供できるように努める。また本会会員のみならず、他団体の柔道整復師、養成学校の学生及び一般県民を対象とした講習会を開催し、正しい知識を得る事により、県民が健全な生活を過ごせるように努める。以下、主な事業について記載する。

1. 第33回神奈川県柔道整復学術大会の開催 (学術)

柔道整復師の学術・技能の向上並びに一般県民が健全な生活を送る事ができるように健康への意識の高揚を目標に第33回神奈川県柔道整復学術大会の企画・実施を図る。

平成23年9月25日(日)開催予定

2. 日本柔道整復師会関東学会茨城大会への参加と協力 (学術)

日本柔道整復師会関東学会茨城大会に参加し、他県との学術交流をすることにより、柔道整復の学術の向上を図る。

3. 新入会員・県民に対する学術講習会の開催 (学術)

新規に開業した柔道整復師並びに県民に対し講習会を開催し、柔道整復師による研究発表、柔道整復師に関連する医師・スポーツ選手の特別講演などを企画・実施を図る。

4. 学術部会 (学術)

各学会の企画・実施並びに学術研究の推進のための補助、その他柔道整復師が学 術研究に専念できるように、部会を開催して組織的な活動を図る為の作業を行う。

5. 学術部員・支部学術担当者による合同部会の開催 (学術)

学術講習会の開催準備、また柔道整復師の学術発表のサポートなど学術研究に必要な事業について企画・実施するために必要な準備を学術部と各支部の担当者とが一体になって行う。

6. 各支部学術研究活動の推進 (学術)

本会の各支部において学術講習会を企画・実施し、講習会を通して柔道整復師としての学術向上の他、近隣の医療機関と情報・意見交換をする事により、地域住民により良い医療の提供を図る。

7. 学術図書・ビデオテープ等の閲覧及び貸し出しと管理 (学術)

専門書(専門 DVD)の管理及びその貸出しを行い、柔道整復師の学術向上を図る。 また学会などで行なわれた発表を映像として保存する事により、柔道整復の学術・ 技能を次の世代に残し、後進の育成を図る。

8. 各都道府県及び他団体学術研究活動への参加と協力 (学術) 他県並びに他の団体主催の学術研究会などに参加、協力することにより柔道整 復師の学術、技能の向上を図る。

9. 日本柔道整復接骨医学会への参加と協力 (学術)

柔道整復師にとって最大の学会である日本柔道整復接骨医学会に参加、協力し、 最新の柔道整復学の論文、並びに多数の研究発表を聴講する機会を設け、柔道整復 師の学術・技能の向上を図る。

- 10. 日整学会への参加と協力 (学術)日整が主催する各地区の学会に参加する。
- 11. その他、学術研究に必要な事項 (学術)

<柔道の普及に関する事業>

本事業は柔道を通じて県民、特に青少年の健全な心身の育成に努める事を目的とした事業である。その為、柔道大会の主催並びに県内各地で行われる柔道大会への後援や人員の派遣等を行う。以下、主な事業について記載する。

1. 第30回柔道大会の開催(第20回日整全国少年柔道大会予選会併催) (総務) 柔道を通じて、少年少女の健全なる心身の育成に努めると共に、参加者相互の親 睦を図り、もって柔道の普及発展に寄与することを目的として開催する。

平成23年 7月10日(日)開催予定

2. 柔道の普及発展に協力 (総務)

神奈川県内で開催される柔道大会に審判員並びに救護員を派遣し、県民が安心して柔道競技に専念できるように県内各地区の柔道大会等への協力・後援・協賛を実施する。

<社会活動に関する事業>

本事業はスポーツ競技力の向上並びにスポーツ競技を通じて健康の維持に努める県民に対し、怪我の予防や応急処置などを行い、県民が安心してスポーツ競技に専念できるように努めることを目的とした事業である。その為、各種競技会への救護員の派遣及び救護員のために衛生材料の確保などの事務処理を行う。以下、主な事業について記載する。

1. 接骨ボランティア活動を推進する事項 (広報)

県民が安心して各種競技に専念し、もって心身の健全な発達及び競技力の向上が図られる事を目的とした本事業への会員の参加、協力の推進を図る。そのため、事業を行うに当たり必要な衛生材料の確保、各競技団体との連絡・事務手続き、派遣する会員の調整、必要な講習会の開催など、円滑に本事業が推進されるようにその準備を行う。また本事業について広く県民に周知し、本会ホームページにて随時受付を行う。

<災害活動に関する事業>

本事業は神奈川県との協定に基づき、災害発生時の救護活動及び各自治体で行われる

災害訓練への参加を目的とした事業である。その為、神奈川県及び各自治体との連絡を密にし、各自治体が開催する防災訓練に会員が参加できるように必要な事務手続きを行う。また本会でも災害時派遣訓練を行い、災害発生時に速やかに救護活動が行われるように備える。以下、主な事業について記載する。

1. 災害対策活動を推進する事項 (広報)

本会では、大規模災害が発生した際には神奈川県並びに各市町村と締結した協定に基づき、被災者の救護に当たる。その際に迅速に救護活動が行えるように神奈川県合同総合防災訓練や各市町村で行われている防災訓練に積極的に参加、協力をし、円滑な救護活動が行われるようにする事を図る。また、地域の救急救命講習会や応急手当講習会などに講師を派遣するなどを推進している。更に、災害対策委員会を設け、緊急時に速やかに災害現場に召集できるように「災害時派遣救護訓練」の企画、実施を図る。災害時に備え、備蓄庫に緊急時衛生材料、保存食料を準備しているので、その管理も行なう。

2. 救急救命講習会の開催 (総務)

災害時等に不特定多数の人がいつ被るかもしれない事態に対応できるように、必要とされる技術習得のために救急救命講習会を協同組合と共催する。

<介護事業に関する事業>

本事業は機能訓練指導員でもある柔道整復師が技能の向上に努め、もって予防介護に参加することにより、県民、特に高齢者の健康増進に努める事を目的とした事業である。 その為、県内にあるデイサービスセンター等の施設において、利用者の個別機能訓練並びに県民を対象とした転倒予防教室、体操教室及び介護保険・介護予防に関する講習会を開催する。以下、主な事業について記載する。

1. 機能訓練指導員としての活動を推進 (総務)

運動器の機能向上を指導することが厚生労働省に認められている機能訓練指導員としての本会会員が県内のデイサービスセンター等の施設で活動できるようにその 円滑化を図る。

2. 機能訓練等の講習会の開催 (総務)

機能訓練指導員のみに限らず、柔道整復師や県民に対して怪我の予防や再発防止を目的とした転倒予防教室や、自宅でも出来る機能回復を目的とした運動療法についてなど、県民が日常生活に不自由を感じることなく、健全な生活が送れるように必要な知識の習得を目的とした講習会を企画・実施する。

<休日施療事業及び行政・医療機関との連携に関する事業>

本事業は休日施療事業及び県民へより良い医療を提供するために行政並びに医療機関との連携を図ることを目的とした事業である。その為、各自治体などの行政機関と協力して各種イベントへの参加、助成事業の実施に努める。また県内の医療機関との連絡を密に取り、県民へ適切な医療の機会を提供できるように備える。以下、主な事業について記載する。

1. 休日施療事業の推進 (総務)

日曜・祝日などに負傷した患者が医療機関での受診を望んでも、多くの医療機関が休診日としているため、翌日または翌々日まで手当てが受けられない。そこで本会では相模原市から助成(柔道整復休日施療事業助成金)を受け、休日施療事業として日曜・祝日などに負傷した患者(県民だけではなく、負傷した全ての患者が対象)に対して施術を行い、もって県民の健康増進への寄与を図る。

2. 医療機関との連携に関する事項 (総務)

患者である県民により良い医療を提供するために、日本古来の柔道整復と医療機関との連携を図る。

3. 県内地域イベント等への協力・参加に関する事項 (総務)

各市町村が開催するイベントや行事で万が一事故が発生した場合、その会場で適切な応急処置が施せるように、本会会員を救護員として各会場に派遣したり、県民・市民対象の保健衛生関係の催しに参加する事をもって県民が安心してイベントや行事に参加できるようにする事を目的とし、会員の本事業への参加・協力の推進を図る。

<広報活動に関する事業>

本事業は本会で行う公益目的事業について啓蒙し、県民が利用できるように情報を発信する事を目的とした事業である。その為、広報誌、会報並びにホームページ等を通じて本会の事業について周知に努める。また、公益目的事業に従事する会員や本会主催の講習会やイベント等に参加している県民の姿を取材し、より多くの柔道整復師や県民の事業への参加の促進を図る。その他、本会の事業の社会的有益性についての理解に努める事を目的とした公益目的事業の説明会を養成学校などで開催する。以下、主な事業について記載する。

1. 広報誌の発行 (68号・69号) (広報)

年 2 回、主に柔道整復師の事業活動の報告、各種公益活動を利用するための情報の周知を目的とし、また柔道整復師に向けて公益活動に参加するための情報を発信することによって、事業の円滑な推進を図る。

2. 日整広報への投稿 (広報)

本会の上部団体である(社)日本柔道整復師会が発行する広報誌へ記事や活動報告などを投稿することにより、本会の事業活動を県内だけではなく、広く全国に情報を発信することができる。また全国各地で行われている柔道整復師の事業活動を知ることにより、県内の柔道整復師が県民に提供できる活動の拡大を図る。

3. 会報による広報活動の推進を図る (広報)

本会で行われる公益目的事業のうち、特に受療委任関係情報及び社会活動、災害活動を中心に事業計画、事業報告などの情報を会報に掲載。もって会員の公益事業への参加の推進を図る。

- 4. 公益目的事業等の取材 (広報)
 - (1) 県内取材活動

本会で開催する柔道大会、学術大会、災害救護、ボランティア活動などの

公益目的事業の内容を取材。またテレビや新聞などメディアの取材への協力を行うことにより、本会の事業活動を広く県民に伝え、柔道整復師の啓蒙を図る。

(2) 県外取材活動

日整全国少年柔道大会、日整柔道大会、関東学会等、少年柔道選手等の県 民並びに本会会員が県外で行っている活動について取材し、その活躍を広報 誌等で情報発信することにより、会員並びに広く県民や養成学校の学生に本 会が遂行する公益目的事業の啓蒙を図る。

5. 広報部・支部広報担当者による合同部会の開催 (広報)

各支部で行われる事業について支部広報担当者が取材、その内容を標記部会に て検討するなど、本会の広報活動に必要な事業の企画・実施を図る。

6. 広報部会 必要に応じて開催 (広報)

広報誌の企画・実施、取材活動の準備、災害対策活動、社会活動などの事業の推 進を図る。

7. ホームページによる広報活動 (広報)

本会ホームページの管理・更新、メールによる会員への情報発信、また広く県 民や養成学校の学生などを対象に本会事業活動の案内などを行い、柔道整復師によ る公益活動の啓蒙並びに柔道整復に関わる情報発信を行う。

8. 養成学校生への公益目的事業の説明会 (総務)

養成学校の学生に向けて、本会の事業活動並びに柔道整復師が行う公益目的事業の社会的有益性の理解を目的とした説明会の企画、実施を図る。

9. その他広報活動等に必要な事項 (広報)

<収益に関する事業>

前述の公益目的事業を推進するために次の収益事業を行う。

1. 本会所有の会館会議室等の貸し出し

本会会館会議室等を公的機関、本会以外の法人または任意団体若しくは個人など、借用を希望するものに適正価格にて貸し出す。

<共益に関する事業>

本事業は会員の相互扶助を目的とした事業である。以下、主な事業について記載する。

1. 表 彰 規定に基づくもの (総務)

永年に亘り本会に在籍し、公益目的事業を行い、地域住民の健全な発展に大きく 寄与した会員に対し、表彰を行う。この表彰を行う事により、対象会員への感謝を 表すと共に、他の会員への事業に対する参加への意欲に繋がると考え、企画・実施 を図る。

2. 生涯学習活動の推進 (総務)

柔道整復師の生涯学習活動の一環として、柔道整復学以外の専門家を講師に迎え、 講習会の企画・実施を図る。また、「生涯学習活動単位取得報告書」の集計を行い、 取得点数の高い会員を表彰する事により、生涯学習活動への意欲に繋がると考え、 企画・実施を図る。

3. 協同組合に協力する事項 (総務)

会員の大多数が加入する協同組合の様々な事業に対して、会場の提供や役員の派遣、開催案内や通達事項の会報封筒への同封などの協力を行う事により協同組合事業並びに会員(組合員)への利便性を図る。

<法人運営及び管理に関する事業>

本事業は本会の事業及び運営の円滑化を目的とした事業である。その為、公益目的事業の遂行に必要な事務処理、法人運営及び会計処理を必要に応じて行う。以下、主な事業について記載する。

- 1. 総 会 定款の規程により開催 (総務)
- 2. 理 事 会 定例及び必要に応じて開催 (総務)
- 3. 講習会 公益目的事業に関するもの (総務)
- 4. 合同会議 会務報告、意見交換のため開催(相談役及び支部長) (総務)
- 5. 総務部会 必要に応じて開催 (総務)
- 6. 委 員 会 必要に応じて開催 (総務)
- 7. 会 報 毎月発行 (総務)
- 8. 議事録 総会・理事会等の議事録の作成と保管 (総務)
- 9. 会員名簿の作成 会員名簿の作成及び関係機関への配布 (総務)
- 10. 入会案内の作成 入会案内の作成及び関係機関への配布 (総務)
- 11. 上部団体事業への参加と協力 (総務)
 - (1) 日整関係 総会、代議員会
 - (2) 関東関係 総会、理事会
- 12. 事務局に関する事項 (総務)
- 13. 入金・出金に関する事項 (経理) 予算書及び、理事会承認に基づく入金・出金の確認と管理
- 14. 会計関係帳簿・帳票等の整理、点検 (経理)
- 15. 会費等に関する事項 (経理)
 - (1)会費及び各引き落とし金の徴収
 - (2) 諸会費等未納会員への対応
 - (3) 新入会員の入会負担金及び諸会費等の徴収
- 16. 財務諸表の作成 (経理)
- 17. 内部管理目的に必要な書類の作成 (経理)
- 18. 主な事業毎の決算報告 (経理)
- 19. 四半期毎の仮決算報告 (経理)
- 20. 会計監査 (経理)
 - (1) 顧問公認会計士による
 - (2) 監事による(四半期毎)
- 21. 事務職員給与等に関する事項 (経理)

- (1)給与、賞与、諸手当の計算及び、年末調整の実施
- (2) タイムカードの集計
- (3) 昇給に関する事項
- 22. 経理部会 必要に応じて開催 (経理)
- 23. 支部担当者会議の開催 (経理)
- 24. 顧問公認会計士による公益法人会計に関する相談指導 (経理)
- 25. その他、公益目的事業を円滑に遂行するのに必要な事務処理、法人運営及び会計処理に必要な事項 (総務・経理)